平成２４年（フ）第１２２４号
名古屋市北区鳩岡町１丁目２番地　シティコーポリフレ黒川307号
債務者　Ｅｄｇｙ　ｄｒｅｓｓ　ｌｉｂｒａｒｙこと　森田　　直
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０４号
大津市唐崎１丁目30番14号　106、前住所大津市尾花川11番31―1403号
債務者　三浦　隆夫
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２１号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘３丁目８番地６
債務者　山川　二朗
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３３号
大津市下阪本３丁目17番20号
債務者　林　　里香（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３７号
大津市南郷２丁目１番１号　南郷ハイツ301号
債務者　中田建築こと　中田　雄也
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４５号
大津市桜野町１丁目13―５
債務者　山本　玲子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９７号
滋賀県守山市播磨田町1012番地１　アクティブ貝田203号、前住所滋賀県彦根市佐和町10番２号
債務者　北川　善治
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０５号
滋賀県栗東市伊勢落423―２、住民票上の住所滋賀県栗東市伊勢落452番地２
債務者　南條　正章
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１２号
滋賀県草津市野村１丁目13番７号　野村ハウス310号
債務者　清水　一惠
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１９号
滋賀県草津市東草津１丁目１番40号　グランドコーポＴＡＫＡ１―107号、前住所滋賀県栗東市高野346番地７
債務者　橋本　　環
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３５号
大津市本堅田４丁目18番11―605号
債務者　岩井達順こと　李　　達順
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３７号
大津市苗鹿２丁目33番６―302号
債務者　佐藤　杏子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
奈良県吉野郡大淀町大字越部1379番地の16
債務者　吉田　光雄
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第２０号
奈良県吉野郡大淀町大字越部1384番地の２
債務者　辻　　智穂
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第４７号
鳥取県鳥取市元町271番地
債務者　片山　啓好
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８０号
岡山県真庭市上河内1485番地
債務者　沼　　美穂
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２２６号
広島市南区段原南２丁目１番15―302号、申立時の住所広島市東区矢賀６丁目４番17―1003号
債務者　田中　一成
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
　広島地方裁判所民事第４部